

# 交番速報

令和4年6月15日号

## 落書き被害が多発しています!!

壁や塀など、本来書くべきでない物に落書きする行為は犯罪です!!

※ 器物損壊罪(刑法第261条、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料)

北谷町内では、スプレー塗料やマーカー等で、トイレや歩道、エレベーター内、電柱やベンチ、分電盤等、あらゆる場所や物に対する落書き被害が増えています。

落書きは、町の景観を損ないます!

落書きしている人がいる

落書きした人を見た

など、緊急通報は 110番

その他、落書きに関する情報

は 沖縄警察署 098-932-0110 まで連絡をお願いします。